

20日は「世界難民の日」

日本は受け入れに消極的

難民認定し「居場所」をください

6月20日は国連が定めた「世界難民の日」です。難民は、人種や宗教、政治的な思想などが理由で自国に暮らすのが難しくなり、他の国に逃れた人たちのことです。日本は難民の受け入れに消極的で、法律上の「難民」と認められていない人が多くいます。ミャンマー人のミミさん（40代）もその一人です。（近藤理恵）

紛争や迫害などで家を追われた人 (2021年末)

約8930万人

うち国内避難民 ▶ 約5320万人
難民 ▶ 約2710万人

※国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 発表

ウクライナから
近隣国に
避難した人数

750万人以上

(6月13日現在)

※UNHCR発表

日本で難民認定
を受けた人

74人 (過去最多)
(2021年)

うち32人がミャンマー人

※出入国在留管理庁発表

日本で難民認定
申請を行った
外国人

2413人
(2021年)

※出入国在留管理庁発表

ウクライナの
国内避難民の推計

700万人以上

(6月13日現在)

※UNHCR発表



©朝日新聞社

バングラデシュにあるミャンマーの少数民族ロヒンギヤの
難民キャンプの様子

他国の難民認定率 (2020年)



※難民支援協会のHPから

日本の
難民認定率

0.7%

(2021年)



4月に日本に避難し、岩手県の小学校に通うウクライナ人の子どもたち(中央、右)

デザイン・佐竹政紀

政治不安続くミャンマーからきたミミさん 仮放免では人間らしい生活できない

猛勉強し介護職員に 在留資格も

ミミさんは、神奈川県鎌倉市の介護施設「二階堂デイサービスセンター」で、介護職員として働いています。ある日の夕方、高齢の利用者を見送る際に、「腰は大丈夫ですか？」などと優しく声をかけて、元気づけたい笑顔を見せました。仕事が一段落して同僚たちと話をしている時はミミさんが話の中心となり、楽しそうに話していました。

一緒に働く看護師の山下弥生さんは「ミミさんは一生懸命で前向きです。利用者の方とのコミュニケーションの取り方も上手です」と話します。

政治が不安定な状況が続くミャンマー。ミミさんは10年以上前に来日しました。「国に帰れないから日本にいる」と話します。

するボランティアに取り組み、いつか介護士として働きたいと介護士の資格の第一歩である「介護職員初任者研修」の勉強を始めました。

日本語を流暢に話せるミミさんですが、テキストに書かれている日本語は難しく、勉強は苦労したそうです。それでも猛勉強の力があって、今年2月に試験に合格しました。同時に「特定活動」という在留資格が認められたことで、週28時間以内の労働が可能になりました。二階堂デイサービスセンターでは4月から働いています。

今後は介護福祉士の資格取得を目指します。ミャンマー料理の店を開き、たくさん日本人と交流する場所を作りたいと夢を語ります。

ミミさんは2月に特定活動の在留資格が出るまでは、収入が認められず、生活が大変な状況です。

力を発揮し、人のために働きたい

ミミさんはアルペンみんなセンターで暮らし始めたことで地域の住民との交流が生まれ、生活は大きく変わったと話します。「街で『ミミさん！』と声をかけてくれる人ができたことは本当にうれしかった。今は、私が介護士になることに期待を寄せてくれる人に応えたい気持ちでいっぱいです」

在留資格ないと働けず、保険にも入れず

入管庁から難民認定されると原則、「定住者」の在留資格が認められます。日本語教育を受ける機会があったり、日本人と同じように働いたりすることもできます。国民健康保険の加入が認められるほか、条件を満たす場合は国民年金の受給資格が得られます。

難民の基準は満たしていないものの、戦争や内戦といった人道上配慮が必要なケースに、在留特別許可を出すこと



利用者と話すミミさん(右)。介護の仕事に大きなやりがいを感じています。5月、神奈川県鎌倉市

ミャンマー人への緊急避難措置

入管庁は2021年2月にミャンマーで国軍によるクーデターが発生したことを受け、同年5月から、日本での滞在を希望するミャンマー人に6カ月間、在留と就労が可能な「特定活動」の在留資格を認めてきました。今年4月からは期間を1年間に延長しました。特定活動の在留資格は、今年3月までに約4600人が認められました。

自身の経験から、働くこともできず、苦しい状況にある難民と認められない外国人のことをもっと多くの人に知ってほしいと考えています。「働く機会さえあれば私たちが力を発揮できます。人のために働きたいと思っている難民はたくさんいます」

もありません。2021年は580人に在留特別許可が出されました。

在留資格がない外国人は、入管庁の収容施設に入れられることがあります。収容を一時停止する「仮放免」の場合、働くことはできず、国民健康保険にも入れません。仮放免の外国人は、収入がない上、病気になっても病院に行くことが難しい人が多く、生活は極めて厳しい状況にあります。

